

山口県高病原性鳥インフルエンザ防疫マニュアルの作成について(2004.7.6)

作成の趣旨

今回の防疫措置は、国の防疫マニュアルに規定がないことや予期できない事態のため、多くの疑問や困難な課題を、解決しながらの実施となった。そこで、この体験を踏まえ、今後、万一の発生時にスピーディーで確実な防疫対策を実施するため、国の防疫マニュアルを基本とし、本県の養鶏事情や防疫実施体制を加味した、本県独自の具体的な実施方法を定める実践的な防疫マニュアルを作成する。

1. 県防疫マニュアルの特色

(1) 今回の対応事例を反映

- 1) 埋却地の必要面積や講じて順当を詳細に規定
- 2) 車両消毒や殺処分の手順についても詳細に規定
- 3) 防疫従事者の服装と安全の確保について記載
- 4) 今回新たに作成した調査・報告様式を網羅して記載

(2) 現地での診断と防疫指導

- 1) 農場で本病を疑い以上が認められた場合、直ちにその場で検査を実施
- 2) 簡易キット検査結果が陽性の場合、農場へ直ちにまん延防止対策を指導

(3) 県民の不安解消や風評被害対策を記述

- 1) WEBページの開設や相談窓口を設置し、情報提供を実施
- 2) 風評被害対策のためパンフレット等による啓発
- 3) 死亡野鳥への対応を明確化

(4) 立入検査対象の拡大

- 1) 国の基準に定められていない学校・福祉施設等についても立入検査を実施
- 2) 国の基準に定められていない移動制限区域外の立入検査を実施

(5) 養鶏農場の監視体制を強化

国の基準を上回るモニタリング検査の実施と死亡状況の届出対象農家を拡大

2. 県防疫マニュアルの構成

(1) 防疫方針

(2) 本病を疑う異常を示した家禽の発生時の対応

(3) 本病を疑うウイルスが分離された場合の対応

(4) 本病の患畜と決定された場合の対応

(5) 発生農場及び一般農場の防疫対応等

(6) 学校・福祉施設等への対応

(7) 県民の不安解消及び風評被害対策

(8) 移動制限の解除及び終息宣言

(9) 終息宣言後の対応

(10) 別冊

要綱：防疫対策本部設置要綱、現地対策本部組織図等

要領：埋却工事事務要領、車両消毒事務要領等

方針：防疫措置方針、家禽及び家禽卵の移動等に関する方針等

様式：届出・発生速報、現地初動防疫調査票、聞き取り調査票等

その他：鳥インフルエンザに関するQ & A、安心・安全PRパンフレット等

参考：国の高病原性鳥インフルエンザ防疫マニュアル(農水省作成版)、国民の皆様へ等

[山口県高病原性鳥インフルエンザ防疫マニュアル](#) - 山口県庁(畜産課)